

“所在不明株主”に関することでお困りのみなさまへ

経営承継  
円滑化法

# 所在不明株主に関する 会社法の特例

01

早く事業承継したい  
のに、所在が分から  
ない株主がいて  
進められない。



02

所在不明株主への  
通知など行っているが、株式の取得の  
ために会社法で必要  
とされる「5年」が  
経っていない…



03

事業承継は待たなし  
なので、「5年」を短縮  
できないものか。



経営承継円滑化法に基づく認定を受けることで、  
所在不明株主の株式の取得に要する  
手続の時間を短縮することが可能です！

# 1 所在不明株主に関する会社法の特例（経営承継円滑化法）



- 一般的に、株主名簿に記載はあるものの会社が連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「**所在不明株主**」といいます。
- 会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が**5年以上**継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して**5年間**剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式の**競売又は売却**（自社による**買取り**を含みます。）の**手続が可能**です。他方で、「5年」という期間の長さが、事業承継の際の手続利用のハードルになっているという面もありました。
- そこで、この点を踏まえ、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に関し、都道府県知事の認定を受けることと一定の手続保障※1を前提に、この「**5年**」を「**1年**」に短縮する**特例（会社法特例）**を創設することとなりました。

## 手続の例：株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合

### 現行制度（会社法）



### 特例（認定を受けた場合）



#### ※1 異議申述手続

会社法上、株式会社が、利害関係人が一定期間（3か月以上）内に異議を述べることができる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります（二重の手続保障）。

#### ※2 裁判所における手続

会社法特例の対象となる非上場株式の**売却**（自社による**買取り**を含みます。）については、「**裁判所の許可**」が必要であることから、裁判所における手続を経ることとなります。そのため、以下の裁判所のホームページも参照しながら、具体的な手続を進める必要があります。

#### 東京地方裁判所民事第8部（商事部）ホームページ

「所在不明株主の株式売却許可申立事件についてのQ&A」  
[https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/dai8bu\\_osirase/hisyokaryo\\_osirase/syozaifumeikabunusibaikyakyokyaQA/index.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/dai8bu_osirase/hisyokaryo_osirase/syozaifumeikabunusibaikyakyokyaQA/index.html)

なお、株式の**競売**の場合にも裁判所における手続が必要となります。



## 2 経営承継円滑化法に基づく認定の要件



経営承継円滑化法における会社法特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が以下の2要件を満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。中小企業庁が公表している申請マニュアルをご確認の上、各都道府県の担当課（最終ページご参照）に申請書をご提出ください。なお、認定の有効期限は原則2年※3です。

### 1 経営困難要件

申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること

例えば、以下のいずれかに該当する場合、要件を満たし得ます。

- ◆ 代表者の「年齢」が満60歳を超えている場合
- ◆ 代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合
- ◆ 「その他の事情」が認められる場合
  - ・ 代表者以外の役員や幹部従業員の病気や事故等
  - ・ 外部環境の急激な変化による突然の業績悪化※4等

ただし、以上の具体例に該当しなくとも、個別具体的な事情を総合的に考慮して認定が相当であると判断することがあります。

### 2 円滑承継困難要件

一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（株式会社事業後継者）に円滑に承継させることが困難であること

#### ① 認定申請日時点において株式会社事業後継者が定まっている場合

所在不明株主の保有株式の議決権割合※5

(A) 株式譲渡の手法※6：1/10超かつ「1-要求される割合」超

(B) 株主総会特別決議に基づく手法※7等：1/3超

#### ② 認定申請日時点において株式会社事業後継者が未定の場合

所在不明株主の保有株式の議決権割合※5

(C) 原則：1/3超

(D) 例外：1/10超かつ特例適用分が経営株主等※8と加算して9/10以上

※3 認定の有効期限は原則として認定を受けた日（認定書の日付）の翌日から起算して2年を経過する日となります。ただし、当該2年を経過する日までに裁判所に会社法特例に基づく株式買取り等に係る事件の申立てがされた場合には、有効期限は当該株式買取り等が行われた日となります。

※4 当面の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする場合には、令和2年1月以後の任意の3月間における売上高又は販売数量（売上高等）が前年同期の3月間における売上高等の80%以下に減少した、又は減少することが見込まれるケースその他経営の承継を伴う事業の再生や転業を要するケース等を想定しています。

※5 これ以外の要件の詳細については申請マニュアルをご確認ください。なお、会社法特例の要件を満たさなくとも、特別支配株主の株式等売渡請求（会社法第179条以下）や株式の併合（同法第180条以下）等の手法による株式集約が可能な場合があります。

※6 議決権割合の過半数を取得することで支配権を確保するケースを前提とします。

※7 事業譲渡や会社分割、新株発行等といった原則として株主総会特別決議に基づく手法をいいます。

※8 代表者又は代表者であった者並びにそれらの親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）です。

## 3 認定申請時の添付書類

認定申請時には以下の添付書類もご提出ください（詳細は申請マニュアルご参照）。

#### 認定申請書の写し

実際にご提出頂く認定申請書のコピーをご提出ください。

#### 登記事項証明書

認定申請日の前3月以内に作成されたものをご提出ください。

#### 定款の写し

認定申請日におけるもの（原本証明付き）をご提出ください。

#### 株主名簿の写し

認定申請日におけるもの（原本証明付き）をご提出ください。

#### 誓約書

申請者が上場会社等に該当しない旨をご誓約ください。

#### その他参考書類

事案ごとに異なります。例えば、認定申請日時点において株式会社事業後継者が定まっている場合には、承継に係る明確な合意があることを証する書類をご提出ください。

# 認定・申請等に関する窓口について

会社法特例の前提となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)に基づく認定に係る申請書の提出に関する窓口は、申請者である **中小企業者の主たる事務所の所在地の都道府県** です。

## 各都道府県のお問合せ先・電話番号

2021年10月現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 中小企業・創業支援課	023-630-2354	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3181	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 経営支援課 経営革新係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課 金融支援室	043-223-2707	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 金融部 金融課 金融担当	03-5320-4879	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 産業振興課 金融担当	055-223-1537	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389		【製造業】商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 創業・経営課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

会社法特例の認定について申請される際には、中小企業庁ホームページをご覧ください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)

